

	鳥取県公報	令和 7 年11月11日（火） 号外第 9 9 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 条 例 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例（47）（市町村課）・・・・・・・・・・ 3		

公布された条例のあらまし

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

公職選挙法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

（１） 公職の候補者が選挙運動のために使用するポスターの規格が全ての選挙について統一されたことに伴い、法の規定を引用する次の条例について規定の整理を行う。

ア 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例

イ 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例

（２） 施行期日等

ア 施行期日は、令和8年1月1日とする。

イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。

条 例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する
条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 法第143条第1項第5号のポスターをいう。 4・5 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポ スター（鳥取県知事の選挙に係るものに限る。） 及び同項第5号のポスターをいう。 4・5 略

(鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例（令和6年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適正な選挙運動等) 第2条 略 2 法第143条第1項第5号のポスター（以下「<u>選挙運動用ポスター</u>」という。）は、選挙運動のために使用するものであって、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選挙運動のために使用するもの以外のものを法第144条の2第1項若しくは第8項又は第144条の4の掲示場（以下「<u>公営ポスター掲示場</u>」という。）に掲示してはならない。 3 公営ポスター掲示場に掲示する<u>選挙運動用ポスター</u>は、法第144条の2第5項（同条第10項にお	(適正な選挙運動等) 第2条 略 2 法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスター（以下「<u>選挙運動用ポスター等</u>」という。）は、選挙運動のために使用するものであって、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選挙運動のために使用するもの以外のものを法第144条の2第1項若しくは第8項又は第144条の4の掲示場（以下「<u>公営ポスター掲示場</u>」という。）に掲示してはならない。 3 公営ポスター掲示場に掲示する<u>選挙運動用ポスター等</u>は、法第144条の2第5項（同条第10項にお

て準用する場合及び法第144条の4の規定により法第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規定を適用する場合を含む。)の規定により公職の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公職の候補者以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ごとに1枚を超えて掲示してはならない。 4・5 略	いて準用する場合及び法第144条の4の規定により法第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規定を適用する場合を含む。)の規定により公職の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公職の候補者以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ごとに1枚を超えて掲示してはならない。 4・5 略
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。